

令和 7 年 第 4 回

田 村 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

田 村 市 農 業 委 員 会

議 事 録

1. 開催日時 令和7年4月18日(金) 午後1時30分

2. 開催場所 田村市役所 多目的ホール

3. 出席委員 田村市農業委員19名のうち18名
田村市農地利用最適化推進委員20名のうち18名

1 番	遠藤良一委員	2 番	吉田典良委員	3 番	荻野右近委員
4 番	田村 茂委員	5 番	松本文子委員	6 番	吉田篤也委員
7 番	白岩良一委員	8 番	渡邊 元委員	9 番	和田春信委員
10 番	柳沼政一委員	11 番	鹿又良司委員	12 番	土屋福一委員
13 番	菊地幸広委員	14 番	箭内正彦委員	15 番	宗像昭一委員
16 番	吉田清吉委員	18 番	渡邊慶幸委員	19 番	佐藤伸夫委員

①番	遠藤義一委員	②番	會田成美委員	③番	二瓶賢一委員
⑤番	佐藤太巳治委員	⑥番	吉田 勝行委員	⑦番	菅野美喜委員
⑧番	矢吹 勇委員	⑨番	石井伝一委員	⑩番	郡司英道委員
⑪番	渡邊辰治委員	⑫番	佐久間耕栄委員	⑭番	伊藤博之委員
⑮番	松崎好克委員	⑯番	伊藤智広委員	⑰番	佐藤徳一委員
⑱番	吉田辰男委員	⑲番	堀越広美委員	⑳番	橋本仁宏委員

4. 欠席委員 17 番 小池あおい委員 ④番 半谷隆一委員 ⑬番 箭内倉貴委員

5. 農業委員会事務局職員

局長
総務係長
副主査

三 浦 栄 喜
佐 藤 兵 庫
會 田 賢 治

6. 書 記

副主査

會 田 賢 治

7. 議事録署名人

14 番 箭 内 正 彦 委員

8. 提出案件

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可処分の取消願出について

議案第2号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）

議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）

議案第5号 田村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

議案第6号 現況確認証明について

9. 会議の経過概要 （開会 午後1時30分）

事務局	皆さま、本日は何かとお忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。 す。ただいまより令和7年第4回田村市農業委員会総会を開会いたします。 会議に先立ちまして会長よりご挨拶を申し上げます。																				
会 長	(会長あいさつ)																				
事務局	それでは、田村市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。																				
議 長	始めに、田村市農業委員会会議規則第4条による届出のあった欠席委員の報告を求めます。																				
事務局	「議長、事務局」 本日、都合により欠席の届出がございましたのが、 17番 小池あおい農業委員であります。																				
議 長	事務局から報告がありましたとおり、本日は定数 19名に対し、18名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており本総会は成立しております。 それでは、ただ今より令和7年田村市農業委員会第4回総会を開会いたします。 また、本日は農地利用最適化推進委員、18名の方々にご出席いただいております。 次に、議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認め、 14番 箭内 正彦 委員、15番 宗像 昭一 委員を指名いたします。 ただいまから議案審議に入ります。 本日の議案は、 <table><tr><td>議案第1号</td><td>農地法第3条の規定に基づく許可処分の取消願出について</td><td>1件</td></tr><tr><td>議案第2号</td><td>農地法第3条の規定に基づく許可申請について</td><td>8件</td></tr><tr><td>議案第3号</td><td>農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）</td><td>1件</td></tr><tr><td>議案第4号</td><td>農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）</td><td>1件</td></tr><tr><td>議案第5号</td><td>田村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について</td><td>1件</td></tr><tr><td>議案第6号</td><td>現況確認証明について</td><td>10件</td></tr></table> 以上、22件であります。			議案第1号	農地法第3条の規定に基づく許可処分の取消願出について	1件	議案第2号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について	8件	議案第3号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）	1件	議案第4号	農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）	1件	議案第5号	田村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について	1件	議案第6号	現況確認証明について	10件
議案第1号	農地法第3条の規定に基づく許可処分の取消願出について	1件																			
議案第2号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について	8件																			
議案第3号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）	1件																			
議案第4号	農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）	1件																			
議案第5号	田村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について	1件																			
議案第6号	現況確認証明について	10件																			

	よろしくご審議賜りますようお願いいたします。 次に、本日の会議の進め方について申し上げます。 それでは、議事に入らせていただきます。 「議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可処分の取消願出について」を議題といたします。 整理番号1番について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案第1号について議案書により朗読及び内容説明。）
議長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項について、あらかじめ担当区域の委員の方に調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。 それでは、整理番号1番について、 7番 白岩 良一 委員、ご報告をお願いいたします。
7 番 委 員	7番 白岩 良一 報告 7番白岩です。整理番号1番についてご報告します。内容につきましては、令和7年1月21日付けで許可処分となっておりました案件であります。代理人である渡辺行政書士へ確認をしたところ、当初、交換での申請でしたが、売買契約を結んでいることが判明したための許可処分の取消願出であるとのことでした。委員の皆様の慎重審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可処分の取消願出について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。 以上をもちまして議案第1号は終了いたします。 次に「議案第2号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について」を議題といたします。

	整理番号 1 番から 8 番について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案第 2 号について議案書により朗読及び内容説明。）
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。 それでは、整理番号 1 から 2 番について、 3 番 荻野 右近 委員、ご報告をお願いいたします。
3 番 委 員	3 番 荻野 右近 報告 3 番荻野です。整理番号 1 番から 2 番についてご報告します。整理番号 1 番から 2 番につきましては、4 月 1 5 日の午後に、整理番号 1 番の譲受人・整理番号 2 番の譲渡人、半谷隆一推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、今回、双方の農地の交換による申請でありました。面積としましては交換する田んぼの方が大きいのですが、そこまで畑の面積は必要ないとのことでした。双方の合意の上での申請であり、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 3 から 4 番について、 4 番 田村 茂 委員、ご報告をお願いいたします。
4 番 委 員	4 番 田村 茂 報告 4 番田村です。整理番号 3 番から 4 番についてご報告します。整理番号 3 番から 4 番につきましては、4 月 1 5 日の午後に、現地を確認してまいりました。整理番号 3 番につきましては、譲渡人が仕事上、耕作ができず譲受人へ贈与することとのことでした。整理番号 4 番につきましては、譲渡人が機械等を所有しておらず、耕作ができないため、贈与したいとのことでした。問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 5 番について、 7 番 白岩 良一 委員、ご報告をお願いいたします。
7 番 委 員	7 番 白岩 良一 報告 7 番白岩です。整理番号 5 番についてご報告します。4 月 1 4 日の午前に、代理人であります箭内行政書士、矢吹 勇推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、譲渡人は他県へ居を構えておりご高齢であるため、田村市へは戻らないとのことで、譲受人へ売買にて農地を譲るための申請でありました。何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 6 番について、 9 番 和田 春信 委員、ご報告をお願いいたします。

9 番 委 員	9 番 和田 春信 報告 9 番和田です。整理番号 6 番についてご報告します。譲渡人、渡邊辰治推進委員と 3 名で現地を確認してまいりましたところ、申請地につきましては、二辺が道路、一辺が農地でありました。家庭菜園を行いたいとのことでの申請であり、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 7 番について、 1 2 番 土屋 福一 委員、ご報告をお願いいたします。
1 2 番 委 員	1 2 番 土屋 福一 報告 1 2 番土屋です。整理番号 7 番についてご報告します。4 月 1 5 日の午前に、譲渡人のお母様、譲受人、松崎好克推進委員と 4 名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、これまで譲受人が借りておりましたが、今回、売買にて譲るとのことでの申請でありました。何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 8 番について、 1 5 番 宗像 昭一 委員、ご報告をお願いいたします。
1 5 番 委 員	1 5 番 宗像 昭一 報告 1 5 番宗像です。整理番号 8 番についてご報告します。4 月 1 0 日の午前に、譲渡人、譲受人、吉田辰男推進委員と 4 名で現地を確認してまいりました。現地を確認しましたところ、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。以上で整理番号 1 番から 8 番について事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 (質疑なしの声) 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 よって、「議案第 2 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。 以上をもちまして議案第 2 号は終了いたします。 次に「議案第 3 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について(市許可分)」を議題といたします。

	整理番号 1 番について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案第 3 号について議案書により朗読及び内容説明。）
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。 それでは整理番号 1 番について、 1 2 番 土屋 福一 委員、ご報告をお願いいたします。
1 2 番 委 員	1 2 番 土屋 福一 報告 1 2 番土屋です。整理番号 1 番についてご報告します。4 月 1 5 日の午前に、被 設定人運営会社の副社長、譲受人、松崎好克推進委員と 4 名で現地を確認してまい りました。申請につきましては、工事完了後は畑に復元することでの一時転用 であり、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。以上で、事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第 3 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について（市許可 分）」は、原案のとおり許可することに決定いたします。 以上をもちまして、議案第 3 号は終了いたします。 次に「議案第 4 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請の意見決定について （県許可分）」を議題といたします。 整理番号 1 番について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案第 4 号について議案書により朗読及び内容説明。）
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。 それでは整理番号 1 番について、 1 4 番 箭内 正彦 委員、ご報告をお願いいたします。

14番 委員	14番 箭内 正彦 報告 14番箭内です。整理番号1番についてご報告します。4月15日の午後に、被設定人の代理人、松崎好克推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、周辺の農地への影響もなく、営農型として維持されているため、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議長	ありがとうございました。以上で、事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 (質疑なしの声) 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 よって、「議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分)」は、原案のとおり「許可相当」と意見決定いたします。 以上をもちまして、議案第4号は終了いたします。 次に、「議案第5号 田村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題といたします。 それでは、議案第5号について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」(議案第5号について議案書により朗読及び内容説明。)
議長	以上で、議案第5号について事務局の説明が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 (質疑なしの声) 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 よって、「議案第5号 田村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」は、原案のとおり 「異議なし」と意見決定いたします。

	以上をもちまして、議案第５号は終了いたします。 次に、「議案第６号 現況確認証明について」を議題といたします。事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案第６号について議案書により朗読及び内容説明。）
議長	以上で事務局の説明が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第６号 現況確認証明について」は、原案のとおり決定いたします。 以上をもちまして議案第６号は終了いたします。 これで、本日の議事は全て終了いたしました。 慎重審議を賜りありがとうございました。 これをもちまして、令和７年田村市農業委員会第４回総会を閉会といたします。 閉 会 （１４時１５分終了）

令和7年4月18日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議 事 録 署 名 人

議 事 録 署 名 人